

令和 6 年

# 大和市議会第 1 回定例会議案書



## 目 次

ページ

報告第	1号	専決処分の承認について（令和5年度大和市一般会計補正予算（第8号））	1
議案第	1号	大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について	3
議案第	2号	大和市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について	5
議案第	3号	大和市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	7
議案第	4号	大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	9
議案第	5号	大和州市税条例の一部を改正する条例について	13
議案第	6号	大和州市営住宅条例の一部を改正する条例について	15
議案第	7号	大和市障害福祉センター松風園条例の一部を改正する条例について	17
議案第	8号	大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	19
議案第	9号	大和市介護保険条例の一部を改正する条例について	23
議案第	10号	大和市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	27
議案第	11号	大和市建築基準条例の一部を改正する条例について	29
議案第	12号	大和市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について	31
議案第	13号	権利の放棄について	35
議案第	14号	令和5年度大和市一般会計補正予算（第9号） （以下、議案第25号まで別冊のとおり。）	
議案第	15号	令和5年度大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	
議案第	16号	令和5年度大和市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	
議案第	17号	令和5年度大和市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	
議案第	18号	令和5年度大和市病院事業会計補正予算（第1号）	

- 議案第19号 令和5年度大和市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第20号 令和6年度大和市一般会計予算
- 議案第21号 令和6年度大和市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第22号 令和6年度大和市介護保険事業特別会計予算
- 議案第23号 令和6年度大和市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第24号 令和6年度大和市病院事業会計予算
- 議案第25号 令和6年度大和市下水道事業会計予算

報告第1号

専決処分の承認について（令和5年度大和市一般会計補正予算（第8号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年2月26日提出

大和市長 古谷田 力



## 専 決 処 分 書

次に掲げる予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

令和5年度大和市一般会計補正予算（第8号）（別紙）

### 理由

国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づく住民税非課税世帯等に対する給付金を支給するため、予算を早急に補正する必要による。

令和6年1月30日

大和市長 古谷田 力

## 議案第1号

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する  
条例の一部を改正する条例について

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月26日提出

大和市長 古谷田 力

## 提案理由

この条例を提出したのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）が公布されたことに伴い、所要の改正を行いたい必要による。

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する  
条例の一部を改正する条例

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年大和市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「番号法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「番号法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第1条本文の政令で定める日から施行する。

## 議案第 2 号

大和市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部  
を改正する条例について

大和市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 6 日提出

大和市長 古谷田 力

## 提案理由

この条例を提出したのは、地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 9 号）が公布されたことに伴い、会計年度任用職員の勤勉手当の新設を行いたい必要による。

大和市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部  
を改正する条例

大和市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年大和市  
条例第4号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和市会計年度任用職員の報酬等に関する条例

第1条及び第2条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第14条を第15条とし、第11条から第13条までを1条ずつ繰り下げ、第10条の  
次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第11条 給与条例第23条（第2項第2号及び第4項を除く。）の規定は、規則で定め  
る基準を満たす会計年度任用職員に対する勤勉手当について準用する。この場合におい  
て、同条第3項中「給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出  
率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「規則で  
定める報酬の額」と読み替えるものとする。

2 前項に定めるもののほか、勤勉手当の支給等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（大和市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

2 大和市職員の育児休業等に関する条例（平成4年大和市条例第4号）の一部を次のよ  
うに改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職  
員を除く。）」を削る。

議案第3号

大和市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
大和市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月26日提出

大和市長 古谷田 力

提案理由

この条例を提出したのは、国家公務員の給与改定に準じて本市職員の在宅勤務等手当の新設等を行いたい必要による。

## 大和市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

大和市一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年大和市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を、「管理職手当」の次に「、管理職員特別勤務手当」を加える。

第15条第3項第2号中「(」の次に「第15条の2第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員並びに」を加え、「のうち、」を「(」に改め、「定める職員」の次に「に限る。）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

### （在宅勤務等手当）

第15条の2 住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について1か月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第25条第1項中「及び管理職手当」を「、管理職手当及び管理職員特別勤務手当」に改め、同条第2項中「及び通勤手当」を「、通勤手当及び在宅勤務等手当」に改める。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

#### 議案第4号

大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月26日提出

大和市長 古谷田 力

#### 提案理由

この条例を提出したのは、夜間看護等手当及び救急勤務医手当の改正等を行いたい必要による。

大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和36年大和市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第12号を次のように改める。

(12) 夜間医療・看護等手当

第9条第1項及び第4項第5号中「医師」の次に「及び歯科医師」を加える。

第11条第1項中「の休日」の次に「(以下これらの休日を「休日等」と総称する。)」を加える。

第14条の見出しを「(夜間医療・看護等手当)」に改め、同条第1項中「夜間看護等手当」を「夜間医療・看護等手当」に改め、「勤務する」の次に「医師、」を、「行われる」の次に「医療、」を加え、同条第2項中「次に掲げる」を「その勤務1回につき、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同項第2号中「勤務1回につき」を削り、同号を同項第3号とし、同項第1号中「准看護師」の次に「次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額」を加え、同号ア及びイ中「勤務1回につき」を削り、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 医師 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額

ア 正規の勤務時間のうち深夜に4時間以上従事した場合 12,000円

イ 正規の勤務時間のうち深夜に4時間未満従事した場合 6,000円

第14条第3項中「前項第1号の規定を」を「前項第2号の規定を」に、「前項第1号の規定に」を「同号の規定に」に改める。

第15条第1項第1号を次のように改める。

(1) 月曜日から金曜日まで（休日等を除く。）の午前8時30分から午後5時（午後5時から引き続き勤務を命ぜられた場合にあつては、当該勤務時間の終了時刻）まで以外の時間帯（以下「特定時間帯」という。）に行った救急診療業務（第3号に掲げる業務を除く。）

第15条第1項第2号中「宿日直勤務における」を削り、「診療業務」を「次に掲げる業務」に改め、同号に次のように加える。

ア 特定時間帯に行う初期診療業務

イ 当該患者の主治医となつて行う診療業務

第15条第1項第3号中「含む。）」の次に「及び宿日直時間」を加え、「前2号に掲げ

る業務及び」を削り、同項に次の1号を加える。

(4) 救急車で搬送された救急の外来患者に対し、特定時間帯に行う診療業務

第15条第2項各号列記以外の部分中「に掲げる」を「の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同項第1号中「宿日直勤務」を「勤務」に、「15,000円」を「12,000円」に改め、同項第2号中「前項第2号」を「前項第2号ア又はイ」に、「5,000円」を「2,500円」に改め、同項第3号中「10,000円」を「7,500円」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 前項第4号に掲げる業務 業務1回につき 2,500円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第14条の規定は、施行日以後に開始する正規の勤務時間による医療、看護等の業務について適用する。

3 施行日前に宿日直勤務を開始した医師の救急勤務医手当については、なお従前の例による。



議案第 5 号

大和市市税条例の一部を改正する条例について

大和市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 6 日提出

大和市長 古谷田 力

提案理由

この条例を提出したのは、地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）等が施行されたことに伴い、所要の改正を行いたい必要による。

## 大和市市税条例の一部を改正する条例

大和市市税条例（平成2年大和市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第13項第3号及び同項第4号中「附則第15条第26項第1号」を「附則第15条第25項第1号」に改め、同項第5号及び同項第6号中「附則第15条第26項第2号」を「附則第15条第25項第2号」に改め、同項第7号中「附則第15条第26項第3号」を「附則第15条第25項第3号」に改め、同項第8号中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項第9号中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同項第10号中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同項第12号を次のように改める。

(12) 法附則第15条の9の3第1項 2分の1

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行うものが適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引き渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

## 議案第6号

大和市市営住宅条例の一部を改正する条例について

大和市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月26日提出

大和市長 古谷田 力

## 提案理由

この条例を提出したのは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第30号）が公布されたことに伴い、所要の改正を行いたい必要による。

大和市市営住宅条例の一部を改正する条例

大和市市営住宅条例（平成9年大和市条例第17号）の一部を次のように改正する。  
第6条第2項第8号イ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第7号

大和市障害福祉センター松風園条例の一部を改正する条例について  
大和市障害福祉センター松風園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月26日提出

大和市長 古谷田 力

提案理由

この条例を提出したのは、大和市障害福祉センター松風園の指定管理者の候補者の選定基準の改正等を行いたい必要による。

## 大和市障害福祉センター松風園条例の一部を改正する条例

大和市障害福祉センター松風園条例（昭和52年大和市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「社会福祉法人を設立しようとするもの」を「これと同等の業務運営能力を有すると市長が認める法人その他の団体」に改める。

第12条第1項中「社会福祉法人に対して」を「被選定団体について、法第244条の2第6項の議決を経た後、」に改める。

別表福祉型児童発達支援センターの項中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同表事業の欄を次のように改める。

事業
児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターが行う事業
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護を行う事業

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第8号

大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月26日提出

大和市長 古谷田 力

提案理由

この条例を提出したのは、保険税率の改定等を行いたい必要による。

## 大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大和市国民健康保険税条例（昭和27年大和町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「5.95」を「7.80」に改める。

第4条中「19,200円」を「24,600円」に改める。

第5条第1号中「19,800円」を「25,200円」に改め、同条第2号中「9,900円」を「12,600円」に改め、同条第3号中「14,850円」を「18,900円」に改める。

第6条中「2.20」を「2.95」に改める。

第7条中「7,200円」を「10,200円」に改める。

第8条第1号中「7,800円」を「10,200円」に改め、同条第2号中「3,900円」を「5,100円」に改め、同条第3号中「5,850円」を「7,650円」に改める。

第9条中「1.30」を「2.70」に改める。

第10条中「7,200円」を「12,600円」に改める。

第11条中「4,800円」を「9,000円」に改める。

第23条第1項第1号ア中「13,440円」を「17,220円」に改め、同号イ（ア）中「13,860円」を「17,640円」に改め、同号イ（イ）中「6,930円」を「8,820円」に改め、同号イ（ウ）中「10,395円」を「13,230円」に改め、同号ウ中「5,040円」を「7,140円」に改め、同号エ（ア）中「5,460円」を「7,140円」に改め、同号エ（イ）中「2,730円」を「3,570円」に改め、同号エ（ウ）中「4,095円」を「5,355円」に改め、同号オ中「5,040円」を「8,820円」に改め、同号カ中「3,360円」を「6,300円」に改め、同項第2号ア中「9,600円」を「12,300円」に改め、同号イ（ア）中「9,900円」を「12,600円」に改め、同号イ（イ）中「4,950円」を「6,300円」に改め、同号イ（ウ）中「7,425円」を「9,450円」に改め、同号ウ中「3,600円」を「5,100円」に改め、同号エ（ア）中「3,900円」を「5,100円」に改め、同号エ（イ）中「1,950円」を「2,550円」に改め、同号エ（ウ）中「2,925円」を「3,825円」に改め、同号オ中「3,600円」を「6,300円」に改め、同号カ中「2,400円」を「4,500円」に改め、同項第3号ア中「3,840

円」を「4,920円」に改め、同号イ（ア）中「3,960円」を「5,040円」に改め、同号イ（イ）中「1,980円」を「2,520円」に改め、同号イ（ウ）中「2,970円」を「3,780円」に改め、同号ウ中「1,440円」を「2,040円」に改め、同号エ（ア）中「1,560円」を「2,040円」に改め、同号エ（イ）中「780円」を「1,020円」に改め、同号エ（ウ）中「1,170円」を「1,530円」に改め、同号オ中「1,440円」を「2,520円」に改め、同号カ中「960円」を「1,800円」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の大和市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度分以後の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



議案第9号

大和市介護保険条例の一部を改正する条例について

大和市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月26日提出

大和市長 古谷田 力

提案理由

この条例を提出したのは、保険料率の改定等を行いたい必要による。

## 大和市介護保険条例の一部を改正する条例

大和市介護保険条例（平成12年大和市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「おける用語の意義」を「おいて使用する用語」に改め、「f）」の次に「において使用する用語」を加える。

第6条第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同項第1号及び第2号中「35,009円」を「35,408円」に改め、同項第3号中「49,013円」を「53,306円」に改め、同項第4号中「52,514円」を「53,695円」に改め、同項第5号中「63,017円」を「70,038円」に改め、同項第6号中「70,019円」を「77,820円」に改め、同項第7号中「77,020円」を「85,602円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イ」に改め、同項第8号中「84,022円」を「93,384円」に改め、同号ア中「2,000,000円」を「2,100,000円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イ」に改め、同項第9号中「105,028円」を「116,730円」に改め、同号ア中「2,000,000円以上3,000,000円」を「2,100,000円以上3,200,000円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イ」に改め、同項第10号中「115,531円」を「132,294円」に改め、同号ア中「3,000,000円以上4,000,000円」を「3,200,000円以上4,200,000円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イ」に改め、同項第11号中「122,533円」を「147,858円」に改め、同号ア中「4,000,000円以上6,000,000円」を「4,200,000円以上5,200,000円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イ」に改め、同項第12号中「143,538円」を「163,422円」に改め、同号ア中「6,000,000円以上8,000,000円」を「5,200,000円以上6,200,000円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イ」に改め、同項第13号中「154,041円」を「178,986円」に改め、同号ア中「8,000,000円以上10,000,000円」を「6,200,000円以上7,200,000円」に改め、同号イ中「又は第

15号イ」を「、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イ」に改め、同項第14号中「164,544円」を「186,768円」に改め、同号ア中「10,000,000円以上15,000,000円」を「7,200,000円以上8,000,000円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イ」に改め、同項第15号中「178,548円」を「210,114円」に改め、同号ア中「15,000,000円以上25,000,000円」を「8,000,000円以上10,000,000円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ、第17号イ、第18号イ又は第19号イ」を加え、同項第16号中「210,057円」を「404,664円」に改め、同号を同項第20号とし、同項第15号の次に次の4号を加える。

(16) 次のいずれかに該当する者 241,242円

ア 合計所得金額が10,000,000円以上15,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第18号イ又は第19号イに該当する者を除く。）

(17) 次のいずれかに該当する者 280,152円

ア 合計所得金額が15,000,000円以上20,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第19号イに該当する者を除く。）

(18) 次のいずれかに該当する者 299,607円

ア 合計所得金額が20,000,000円以上25,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(19) 次のいずれかに該当する者 334,626円

ア 合計所得金額が25,000,000円以上35,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第6条第2項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「21,006円」を「22,179円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「31,509円」を「37,742円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「49,014円」を「53,306円」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第6条の規定は、令和6年度分以後の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第10号

大和市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について  
大和市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月26日提出

大和市長 古谷田 力

提案理由

この条例を提出したのは、分べん介助料等の改定、無痛分べん加算料の新設等を行いたい必要による。

## 大和市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大和市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年大和市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

別表第1、1 使用料の表分べん介助料の項中「80,000円」を「100,000円」に、「120,000円」を「150,000円」に改め、同項の次に次のように加える。

無痛分べん加算料	1件につき	150,000円
----------	-------	----------

別表第1、1 使用料の表新生児介補料の項中「5,000円」を「6,250円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例中第10条の改正規定及び別表第1、1 使用料の表分べん介助料の項の次に1項を加える改正規定は令和6年4月1日から、その他の改正規定は同年7月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の大和市病院事業の設置等に関する条例（以下「新条例」という。）別表第1、1 使用料の表無痛分べん加算料の項の規定は、令和6年4月1日以後に出産した分べんについて適用する。
- 3 新条例別表第1、1 使用料の表分べん介助料の項の規定は、令和6年7月1日以後に出産した分べんについて適用し、同日前に出産した分べんについては、なお従前の例による。

議案第 11 号

大和市建築基準条例の一部を改正する条例について

大和市建築基準条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 26 日提出

大和市長 古谷田 力

提案理由

この条例を提出したのは、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 69 号）が公布されたこと等に伴い、所要の改正を行いたい必要による。

## 大和市建築基準条例の一部を改正する条例

大和市建築基準条例（平成12年大和市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「第110条第2号」を「第107条各号又は第108条の4第1項第1号イ及びロ」に改める。

第50条第1項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に、「第108条の3第1項第1号」を「第108条の4第1項第1号」に改め、同条第2項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に、「第108条の3第1項第1号」を「第108条の4第1項第1号」に、「第108条の3第1項第2号」を「第108条の4第1項第2号」に改める。

第55条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 法第3条第2項の規定により、第8条の規定の適用を受けない建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に係る増築又は改築をする場合は、当該増築又は改築をする部分以外の部分に対しては、当該規定は適用しない。

別表第58号中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表第59号中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改める。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第12号

大和市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

大和市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月26日提出

大和市長 古谷田 力

提案理由

この条例を提出したのは、大和都市計画中央森林東側地区地区計画の区域内における建築物の制限に係る改正を行いたい必要による。

大和市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

大和市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成6年大和市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

中央森林東側地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された中央森林東側地区地区計画において地区整備計画が定められた区域
------------------	---

別表第2に次のように加える。

中央森林東側地区地区整備計画区域	A地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</li> <li>(2) 公衆浴場</li> <li>(3) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場</li> <li>(4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</li> <li>(5) カラオケボックスその他これに類するもの</li> <li>(6) ホテル又は旅館</li> <li>(7) 自動車教習所</li> <li>(8) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎</li> <li>(9) 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。）</li> <li>(10) 倉庫で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの</li> <li>(11) 公会堂又は集会場</li> <li>(12) 展示場</li> <li>(13) 共同住宅又は長屋のうち住戸の部分の床面積が25平方メートル以下のもの</li> <li>(14) 病院</li> <li>(15) 法別表第2（に）項第2号に掲げる工場</li> <li>(16) 店舗、飲食店その他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの又は3階以上の部分その用途に供するもの</li> <li>(17) 事務所で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの又は3階以上の部分その用途に供するもの</li> <li>(18) 前各号に掲げる建築物以外で、床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの（優れた地域環境の創出に特に寄与すると市長が認めたものを除く。）</li> </ul>
	B地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</li> <li>(2) 公衆浴場</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(3) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場</li> <li>(4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</li> <li>(5) カラオケボックスその他これに類するもの</li> <li>(6) ホテル又は旅館</li> <li>(7) 自動車教習所</li> <li>(8) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎</li> <li>(9) 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。）</li> <li>(10) 倉庫で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの</li> <li>(11) 公会堂又は集会場</li> <li>(12) 展示場</li> <li>(13) 共同住宅又は長屋のうち住戸の部分の床面積が25平方メートル以下のもの</li> <li>(14) 店舗、飲食店その他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの</li> <li>(15) 前各号に掲げる建築物以外で、床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの（優れた地域環境の創出に特に寄与すると市長が認めたものを除く。）</li> </ul>
C地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</li> <li>(2) 公衆浴場</li> <li>(3) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場</li> <li>(4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</li> <li>(5) カラオケボックスその他これに類するもの</li> <li>(6) ホテル又は旅館</li> <li>(7) 自動車教習所</li> <li>(8) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎</li> <li>(9) 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。）</li> <li>(10) 倉庫で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの</li> <li>(11) 公会堂又は集会場</li> <li>(12) 展示場</li> <li>(13) 共同住宅又は長屋のうち住戸の部分の床面積が25平方メートル以下のもの</li> <li>(14) 前各号に掲げる建築物以外で、床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの（優れた地域環境の創出に特に寄与すると市長が認めたものを除く。）</li> </ul>

別表第3に次のように加える。

中央森林東側地区地区整備計画区域	A地区及びB地区	120平方メートル（都市計画法第12条の5第2項第1号イに掲げる道路（以下「地区施設道路」という。）により、敷地面積が減少し、適合しなくなるものは除く。）
	C地区	500平方メートル（地区施設道路により、敷地面積が減少し、適合しなくなるものは除く。）

別表第4に次のように加える。

中央森林東側地区地区整備計画区域	A地区及びB地区	<p>外壁等の面から道路境界線（隅切り部分を除き、地区施設道路にあつては、当該道路の境界線をいう。以下同じ。）までの距離にあつては、0.75メートル（敷地面積が120平方メートル未満を除く。）、隣地境界線までの距離にあつては、0.5メートル。ただし、建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>(2) 物置その他これに類する用途（自動車車庫は除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>(3) 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.6メートル以下であるもの</p>
	C地区	<p>外壁等の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離にあつては、3メートル（敷地面積が5,000平方メートル未満の敷地にあつては、道路境界線までの距離にあつては、0.75メートル、隣地境界線までの距離にあつては、0.5メートル）。ただし、建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>(2) 物置その他これに類する用途（自動車車庫は除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>(3) 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.6メートル以下であるもの</p>

別表第5に次のように加える。

中央森林東側地区地区整備計画区域	全地区	地盤面から31メートル
------------------	-----	-------------

#### 附 則

この条例は、大和都市計画中央森林東側地区地区計画に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による告示の日から施行する。

## 議案第13号

### 権利の放棄について

本市は、次のとおり権利を放棄する。

- 1 権利の内容 市営住宅の家賃等に係る債権
- 2 債権金額 1,801,500円
- 3 債務者 市内在住者
- 4 放棄の理由

令和元年6月3日に債務者が死亡し、同年7月11日に相続人が相続を放棄し、令和3年9月27日に破産法（平成16年法律第75号）第252条第1項の規定により連帯保証人について免責許可の決定がなされたことで、当該債権の回収が不可能となったため。

令和6年2月26日提出

大和市長 古谷田 力

### 提案理由

市営住宅の家賃等に係る債権を放棄したい必要による。